

小諸すみれ通信

KOMORO SUMIRE NEWS

平成30年4月2日改訂（内容は随時更新いたします）

ソーシャルワーカー / 医療福祉相談室



介護保険

「介護保険」とは

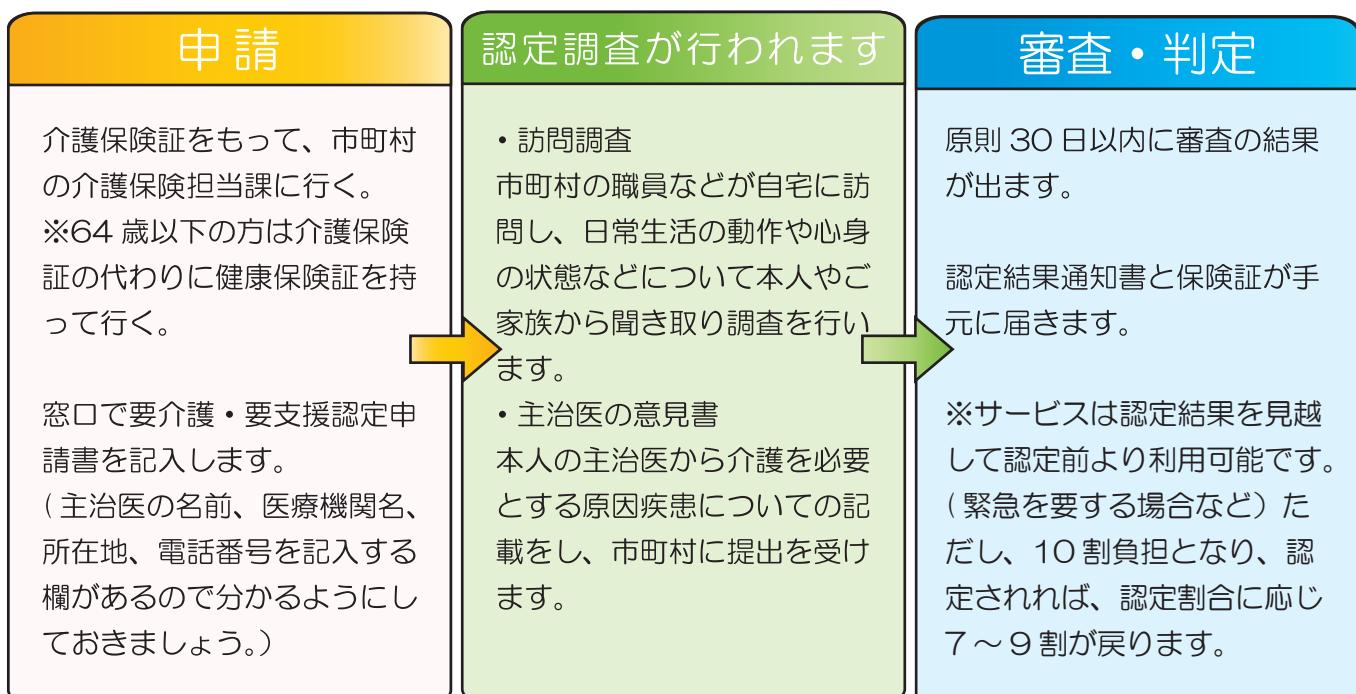
65歳以上の方、40歳から64歳までの特定疾患に罹患している方が、「介護サービス」を利用するための制度です。

介護の必要のある方が、安心して生活できるよう、様々なサービスをうけることができる制度です。

- * 居場所と住民票登録地が違う場合、住民票登録の市町村に相談します。
- * 要介護の前段階で、介護サービスを部分的に利用できる「要支援」の認定もあります。
- * 特定疾患 64歳以下で、下記の診断を受けている方は、介護サービスを利用できます。
1) がん末期 2) 関節リウマチ 3) 筋萎縮性側索硬化症ALS 4) 後縦靭帯骨化症
5) 骨折を伴う骨粗鬆症 6) 初老期における認知症 7) パーキンソン病関連疾患
8) 脊髄小脳変性症 9) 脊柱管狭窄症 10) 早老症 11) 多系統委縮症 12) 糖尿病3大合併症
13) 脳血管疾患 14) 閉鎖性動脈硬化症 15) 慢性閉塞性肺疾患 16) 変形性関節症

介護保険の利用の流れ

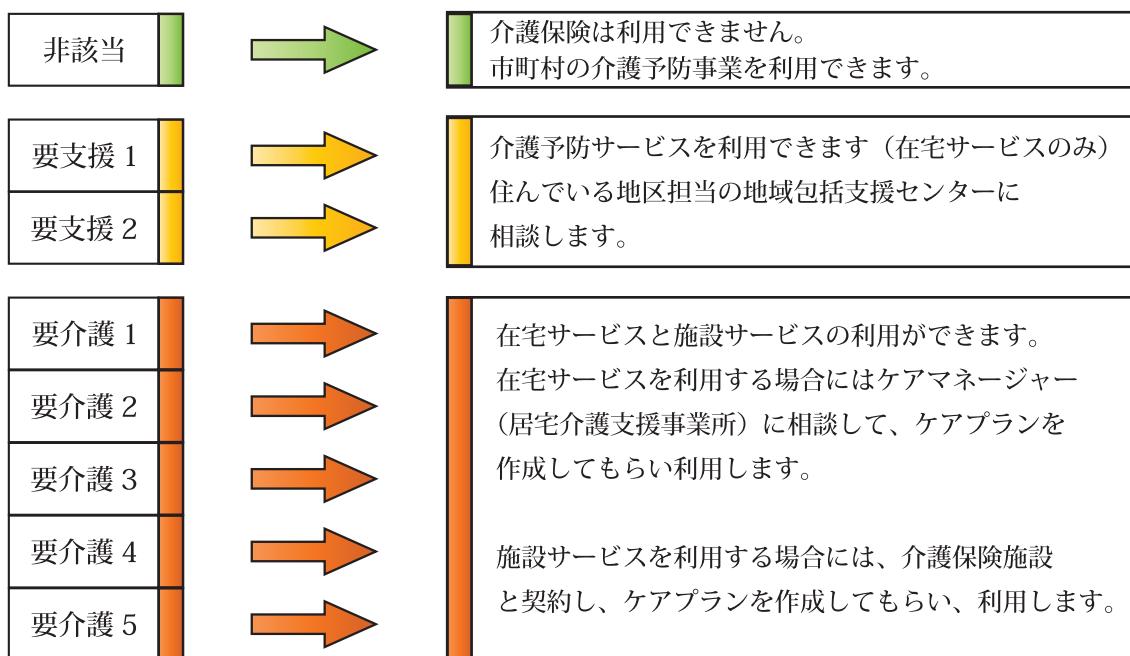
介護サービスを利用するためには、市町村に申請して、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。





介護サービスの利用の仕方

認定結果によって利用できるサービスと1ヶ月の利用上限額が決まっています。



施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を受けられます。※新規入所は原則として要介護3以上の方が対象となっています。



介護老人保健施設

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

介護療養型医療施設（療養病床等）

長期の療養を必要とする方のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーション等が受けられます。

※平成30年4月より順次「介護医療院」に移行予定



地域密着型サービス：お住まいの地域の方のみ利用可能なサービスで、原則他の市町村にお住まいの方は利用できません

【小規模多機能型居宅介護】

(通い・訪問・泊まりなどを組み合わせて利用可能)

- 施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能サービスを受けられます。



【看護小規模多機能型居宅介護】

- 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療
- 看護のケアを受けられます。

※ 要支援1・2の方は利用できません



【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けられます。

※ 要支援1・2の方は利用できません

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】

- 日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅訪問し、入浴・排泄・食事等の介護や、日常生活上の緊急時の対応を受けられます。

※ 要支援1・2の方は利用できません

【地域密着型通所介護】

- 定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排泄等の日常生活上の支援や機能訓練等を日帰りで受けられます。

※ 要支援1・2の方は利用できません

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

- 定員29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排泄などの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを受けられます。

【認知症対応型共同生活介護】

- 認知症の方が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練等を行います。

※ 要支援1の方は利用できません

【夜間対応型訪問介護】

- 定期巡回または通報による夜間専門の訪問介護を受けられます。

※ 要支援1・2の方は利用できません

【認知症対応型通所介護】

- 認知症の方が、食事・入浴などの介護や機能訓練等を日帰りで受けられます。

※ 要支援になるおそれのある方は、市町村が行う「介護予防・日常生活総合支援事業」の対象になる場合があります。

自宅で生活の手助けをしてほしい

● 訪問介護

※ 要支援1・2の方は介護予防訪問介護が利用できます。

ヘルパーが訪問して食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や炊事、掃除等の援助をします。

通院の際に乗降介助も行います。

● 訪問入浴介護

※ 要支援1・2の方は介護予防訪問入浴介護が利用できます。

介護職員と看護職員が移動入浴車等で居宅訪問し入浴の介助を行います。

自宅でリハビリを受けたい

● 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅に訪問し、リハビリを行います。

※ 要支援1・2の方は介護予防訪問リハビリテーションが利用できます。

自宅で医師や看護師にアドバイスをもらいたい

● 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

※要支援1・2の方は介護予防居宅療養管理指導が利用できます。

● 訪問看護

看護師等が自宅を訪問し、病状観察や診療の補助、床ずれの手当て等を行います。

※要支援1・2の方は介護予防訪問看護が利用できます。

施設に通って支援やリハビリを受けたい

● 通所介護（デイサービス）

通所介護事業所へ通い、食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援や機能訓練を行います。

※ 要支援1・2の方は介護予防通所介護が利用できます。

● 通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関等に通い、食事、入浴、排せつ等の介護やリハビリを行います。

※ 要支援1・2の方は介護予防通所リハビリテーションが利用できます。

施設に入所してサービスを受けたい

● 短期入所生活介護（ショートステイ）／

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人福祉施設や医療施設等に短期間入所している方へ、日常生活の支援や機能訓練を行います。

※ 要支援1・2の方は介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）／介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）が利用できます。

● 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方へ、日常生活上の世話や機能訓練等を行います。

※ 要支援1・2の方は介護予防特定施設入居者生活介護が利用できます。

福祉用具を利用したい

▶ 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるため、介護度に応じて車いすや手すり、歩行器等の福祉用具を借りることができます。

▶ 特定福祉用具販売

都道府県等の指定を受けた事業所から、排せつや入浴における福祉用具を購入した際に、市へ申請すると購入費が支給されます。

住み慣れた家を暮らしやすい環境にしたい

▶ 住宅改修費支給

事前に市町村に申請したうえで、手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修をした際に、改修費が支給されます。

施設サービスの費用について

▶ 施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費の1割に加え、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。※平成30年4月から一定以上所得者はサービス費用の2割または3割を負担することに変更となりました。

低所得の方は食費と居住費が軽減されます

▶ 低所得の方は食費と居住費が軽減されます

低所得の方は申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。

所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額（居住費、食費）との差額分は介護保険から支給されます